

## トップアスリート強化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、トップアスリート強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、次のいずれかに掲げる目的に資するために交付する。

- (1) 世界レベルの競技力を習得するために必要な強化事業や遠征費等への支援を通じた、オリンピック・パラリンピックをはじめ世界の舞台上で活躍する鳥取県ゆかりのトップアスリートの輩出
- (2) 世界的に優秀な指導者やオリンピック・パラリンピック選手等を招聘して実施するスポーツ教室等を通じた鳥取県内選手の競技力向上や交流の機会の創出

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業着手の14日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日（ただし、補助事業の完了の日から30日を経過してもなお、補助対象経費が確定しない場合にあつては、確定のための必要書類を受理した日から30日を経過する日）

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
オリ・パラトップアスリート強化支援事業	オリンピック・パラリンピックの日本代表選手を目指す鳥取県が指定する鳥取県ゆかり（注1）の選手及び指導者（注2）が所属する県内競技団体	2の選手及び指導者が実施する国際レベルの強化事業に係る次の経費 （①旅費②役務費③修繕費④委託料（注3）⑤使用料及び賃借料⑥競技用具購入費（注4））	10/10	原則として選手1人当たり年間3,000千円（注5）	（1）本補助金の増額を伴う変更  （2）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
優秀選手競技活動支援事業	過去3年間に日本代表として国際大会に出場実績があり、国際大会等に出場する機会の多い鳥取県ゆかりの選手が所属する県内競技団体	2の選手が実施する競技活動に係る次の経費 ①役務費②委託料（注3）③使用料及び賃借料④競技用具購入費	10/10	1人当たり年間500千円	
世界で活躍するアスリート遠征費支援事業	下記のいずれかを満たす鳥取県ゆかりの選手及び指導者（注6） ・日本代表に選出されていること ・交付年度または同年度の4月1日から遡って1年以内に、国際大会入賞若しくは全国大会3位以上の入賞実績を残していること	海外遠征（大会・合宿）または、国内で開催される国際大会出場に係る次の経費（注7） ①旅費②使用料及び賃借料	10/10	1人当たり年間600千円（注8）	
優秀指導者招聘事業	県内競技団体及び鳥取県障がい者スポーツ協会	世界トップレベルの優秀な指導者を招聘する強化練習会等の事業に係る次の経費 ①旅費②報償費	10/10	300千円	
夢！輝き情報発信事業	県内競技団体及び鳥取県障がい者スポーツ協会	オリンピック・パラリンピック選手等を招聘するスポーツ教室や交流会等の事業に係る経費（報償費）	10/10	200千円	

- 注1) 鳥取県在住あるいは鳥取県内の学校及び事業所等に在籍する者や鳥取県出身で現在県外に在住している者をいう。
- 注2) 1. 国スポの特例措置対象、2. パラリンピックの最終選考対象、3. 交付年度または同年度の4月1日から遡って2年以内に国際大会8位以上のいずれかに該当する選手及びその指導者を対象とする。ただし、企業等から金銭的支援を受けている者は除く。
- 注3) 県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- 注4) 「オリ・パラトップアスリート強化支援事業」の競技用具購入費については、1人あたり200千円を上限とする。
- 注5) ただし、オリンピック・パラリンピック出場実績がある選手で、選手強化のため鳥取県ゆかりの専属指導者（オリンピック・パラリンピック日本代表コーチ等の経験実績がある者。）の帯同が必要となる場合は、上限5,000千円。
- 注6) ①オリンピック競技、パラリンピック競技、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の正式競技、②学校教育現場や地域で広く行われている競技、その他の鳥取県が認める競技のいずれかに該当する日本代表選手及び大会
- 注7) 中央競技団体等から支給される負担金を除く。
- 注8) チーム単位で日本代表に選抜された場合は、1人当たり100千円を上限とする。また、チームのメンバーリストを提出すること。
- 注9) オリ・パラトップアスリート強化支援事業で対象となっている選手及び指導者については、その他の上記事業とは併用できないものとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度トップアスリート強化支援事業  
計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業計画の内容
- 3 事業費の内訳

（単位：円）

区 分	事業費	事業費内訳	財源内容			事業計画 （実績）
			県補助金	他の補助金	自己財源	
計						

- 4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

- 5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

- 6 概算払希望の有無（有・無）

理由：

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度トップアスリート強化支援事業  
収支予算（決算）書

- 1 収入

項 目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合 計				

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

- 2 支出

項 目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合 計				

様

職 氏 名

年度トップアスリート強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったトップアスリート強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びトップアスリート強化支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度トップアスリート強化支援事業仕入控除税額確定報告書

トップアスリート強化支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円  
( 年 月 日付第.....号による通知額)
  
- 2 実績報告控除税額  
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)
  - 1 の (1)
  - (3 - 2) × 金 円 1 の (2)(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。